

稲作生産情報第7号

令和3年8月30日
青森県「攻めの農林水産業」推進本部

刈取適期が例年より早まっているため、刈遅れには十分注意しよう！
適期刈取りと適正な乾燥調製で良質米生産に努めよう！

1 刈取適期の予測

刈取始期の目安となる各市町村の出穂最盛期から算出した積算気温960℃到達日(表1)は、津軽地域は9月10日～12日頃、県南及び津軽半島北部地域は9月10日～20日頃と予想される。

また、出穂始めから算出した積算気温960℃到達日は、これより3～5日程度早まるものと予想される。

表1 アメダス設置市町村の出穂後積算気温到達日の予想

地点名	出穂始 月日	960℃	1,200℃ (1,150℃)	出穂最盛期 月日	960℃	1,200℃ (1,150℃)
青森	7/28	9/8	(9/17)	7/31	9/12	(9/21)
蟹田	7/29	9/12	9/25	8/2	9/17	10/1
今別	8/1	9/16	9/30	8/3	9/19	10/3
弘前	7/27	9/7	(9/16)	7/30	9/10	(9/20)
黒石	7/27	9/8	(9/18)	7/30	9/12	(9/22)
碓ヶ関	7/27	9/9	9/22	7/30	9/12	9/26
五所川原	7/27	9/7	(9/16)	7/30	9/10	(9/20)
鱒ヶ沢	7/26	9/7	(9/16)	7/29	9/10	(9/20)
深浦	7/27	9/7	(9/16)	7/30	9/10	(9/20)
市浦	7/26	9/7	9/19	7/30	9/12	9/25
十和田	7/26	9/9	9/22	7/29	9/13	9/26
三沢	7/29	9/12	9/25	8/3	9/19	10/2
野辺地	7/29	9/13	9/26	8/1	9/17	9/30
六ヶ所	7/28	9/13	9/27	8/2	9/19	10/4
むつ	7/30	9/14	9/28	8/3	9/19	10/4
大間	7/30	9/14	9/27	8/3	9/19	10/2
脇野沢	7/30	9/14	9/27	8/3	9/19	10/3
小田野沢	7/29	9/14	9/27	8/3	9/20	10/4
八戸	7/26	9/8	9/20	7/30	9/13	9/25
三戸	7/24	9/5	(9/15)	7/28	9/10	(9/20)

注) 8月22日まで本年値、以降は平年値で算出。

蟹田は外ヶ浜町、碓ヶ関は大鰐町、市浦は五所川原市、脇野沢はむつ市、小田野沢は東通村の出穂期、「つがるロマン」は刈取終わりとして1,150℃を目安。

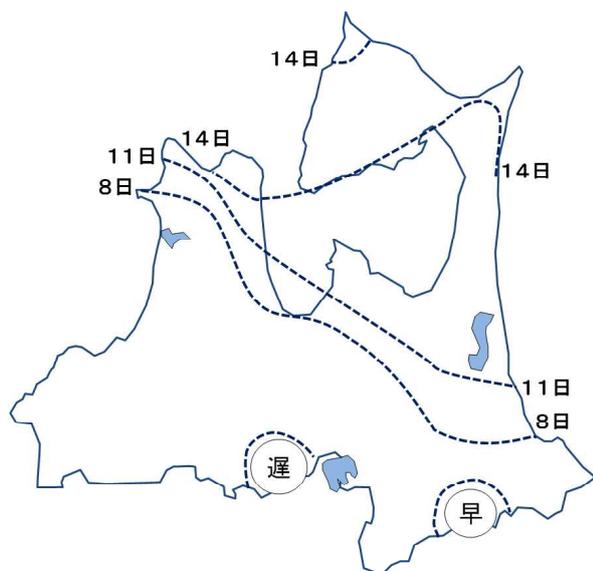


図1 出穂始から算出した積算気温960°C 到達日の予想（9月〇日）

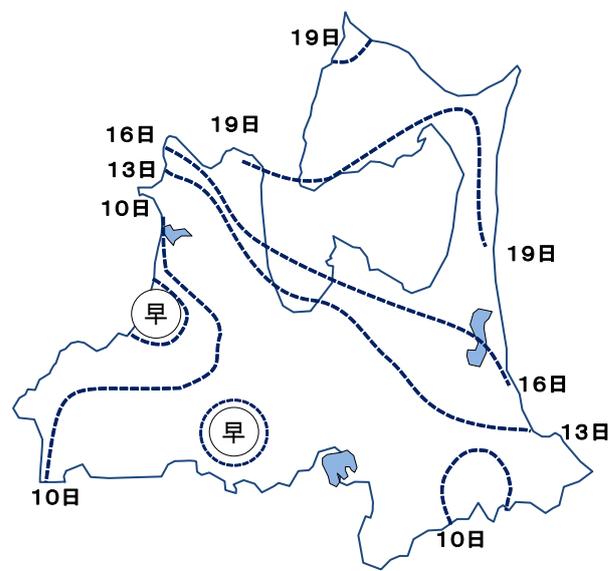


図2 出穂最盛期から算出した積算気温960°C 到達日の予想（9月〇日）

（注）出穂始及び出穂最盛期から8月22日までは本年値、以降は平年値で算出。

2 収穫作業の準備

- (1) コンバインや乾燥調製施設等の掃除・点検・整備や試運転は早め実施する。
- (2) ほ場内の排水溝設置や排水路の整備を行い、降雨に左右されず適期内に収穫作業ができるようにする。
- (3) 生産組織や大規模農家などでは早めに作業計画を立て、収穫作業が遅れないようにする。

3 刈取り

- (1) 刈取適期（刈取始め）の判断は、出穂後日数や出穂後積算気温がおよその目安となるが、籾数の多少や稔実状況によっても刈取適期が異なる。
 刈取りに当たっては、ほ場ごとに籾の黄化程度を観察するとともに部分刈りを行い、青未熟粒の混入割合を調査して適期を判断する。また、補助的な目安として枝梗の黄化程度、籾水分等を考慮し総合的に判断する。
- (2) 刈取りが遅れると、胴割粒や茶米粒等の被害粒が増加して品質が低下し、その程度は遅くなるほど強まる。特に、本年は刈遅れによる胴割れに十分注意する。一方、刈取りが早すぎても、青未熟粒や死米の混入が多くなり収量・品質が劣るので留意する。
- (3) 倒伏した稲は、品質の低下が懸念されるので別に刈取る。また、刈取り後、水分が高い籾を長時間堆積しておくと、ヤケ米や発酵米などの着色粒が発生し、品質低下の原因になるので、早めに乾燥する。
- (4) 刈取る品種が切り替わる場合は、機械の清掃を徹底し、異品種の混入を防止する。

表2 刈取適期の判断の目安

項目	判断の目安
出穂後日数	中生品種は出穂後45～50日頃
出穂後積算気温	中生品種は平均気温の積算が960℃に達した時期
籾の黄化程度	ほ場全体の籾が90%程度黄化した時期
青未熟粒の混入割合	玄米(1.9mm選別)中に占める青未熟粒歩合が10%程度(「つがるロマン」は15%程度)まで減少した時期
枝梗の黄化程度	枝梗の3分の2程度が黄化した時期
籾水分	籾水分が25～26%程度まで減少した時期

4 乾燥

- (1) 乾燥中の籾水分は、乾燥機による自動測定だけでなく手持ちの水分計も併用して正確に測定し、玄米水分15%を目標に仕上げる。過乾燥は、胴割粒の発生や品質・食味の低下につながるため、こまめな水分測定で適正な乾燥に努める。
- (2) 乾燥機では、乾燥作業時間を通した毎時の乾減率が0.8%前後を目安とする。籾水分が20%までは毎時の乾減率を1.0%に、籾水分20%以下になったら0.6%を目安に管理する。
 なお、胴割れの恐れがある場合は、通常の場合より乾燥温度を下げて乾燥する。
- (3) 自然乾燥では、過乾燥による胴割粒の発生を防止するため、脱穀時期を逸しないよう注意する。また、降雨が続き乾燥が不十分な場合は、乾燥機で仕上乾燥を行う。

5 調製

- (1) 籾ずりは、穀温が高い状態で行うと肌ずれ米の発生が多くなるので、常温まで下がったのを確認してから行う。
- (2) 米選機の網目は1.9mmを使用し、適正な流量を守り、整粒歩合80%以上を目標に調製する。

6 農作業事故の防止

- (1) コンバインなどの移動や籾の運搬作業等のために作業機がほ場へ出入りする場合は、足場の安全を十分確かめてから行う。
- (2) 作業中に機械を調整したり故障等で点検・修理する場合は、必ずエンジンを停止してから行う。
- (3) 近年、薄暮時の道路上で自動車に追突される事故が増加しているため、トラクターやコンバイン等には、反射シール等を取り付けるなどにより追突事故を防止する。

7 稲わらの処理

- (1) 平成22年6月に制定された「青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」において、「農業者は、稲わらは焼かずに、土づくりや畜産農家への提供などで有効利用に努める」と定められている。
- (2) わら焼きの煙は、人の健康を害したり交通の妨げになるばかりでなく、誘致企業の操業や観光産業など、あらゆる社会活動の障害となる。わら焼きは絶対に止めて、水田への鋤込み・堆肥化・家畜の飼料等として活用する。

(3) 稲わらの鋤込みは、堆肥と同等の効果が期待できるので積極的に行う。ただし、施用に当たっては、次の事項に留意する。

ア 石灰窒素等の腐熟促進資材を散布し、刈取り後できるだけ早めに鋤き込む。

イ やむを得ず春鋤込みとする場合でも、腐熟促進資材は秋に散布する。

(4) 気象条件が厳しく初期生育が確保しにくい地域や湿田では、稲わらの鋤込みは行わないで、堆肥化して施用する。

8 その他

(1) コンバインの走行跡やくぼ地等に滞水するような水田では、翌春の耕起を容易にするため、溝切りを行い滞水を防ぐ。

(2) 秋耕は、雑草の発生抑制や土壌からの窒素供給が多くなる（乾土効果）などの効果が期待できるので、稲わら鋤込みと併用しながら積極的に実施する。

～ 県産米レベルアップ作戦 ～

- 「県産米7・8・9作戦」を徹底して食味・品質の底上げを図り、ブレのない米づくりで、商品力アップに努めよう！
- 自分の水田の土壌タイプに合った、きめ細かな栽培管理を行おう！

「県産米7・8・9作戦」の生産目標

玄米たんぱく質含有率7.0%以下(乾物換算)、整粒歩合80%以上、1等米比率90%以上

～ 農業保険に加入し、農業経営に万全の備えを！！ ～

農業保険には、農作物共済、農業経営収入保険などがあります。自分の経営にあった保険を選択、加入して、自然災害をはじめとしたリスクに備えましょう。

◎農業経営収入保険

「農業経営収入保険」は、災害による減収に加え、市場価格の低下など農業者の経営努力では回避できない理由により販売収入が減少した場合も補償の対象となる総合的なセーフティネットです。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合も補償の対象となります。（青色申告の実施が要件）

また、収入保険の加入申し込みは随時受け付けていますが、今年から、農林水産省の共通申請サービスを利用することにより、自宅のパソコンなどからオンラインで申請できるようになりました。事務費の割引もありますので、これを機に加入をご検討ください。

※詳しくは、お近くの農業共済組合までお問い合わせください。

~~~~~登録品種の種苗は適正に利用しましょう~~~~~

- 登録品種の種苗・収穫物等を利用するには、原則として権利者の許諾が必要です。
  - ・育成者権者の許諾を得ずに、自家採取した登録品種の種苗を近所の農家等に配布することは種苗法に違反します。
  - ・他県で開発された品種によっては、作付けできる都道府県が限定されている場合があります。
- 登録品種かどうかの確認は品種登録ホームページ (<http://www.hinshu2.maff.go.jp>) で行い、正規のルートで種苗を入手しましょう。
- 育成者権を侵害すると民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。



連絡先 農産園芸課稲作・畑作振興グループ  
県庁内線 5075・5074  
直通 017-734-9480

県民の皆さまへのお願い  
新型コロナウイルス感染拡大防止



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>